

日本の農畜産物を守るために
動物検疫・植物防疫



旅先のお土産も注意！ 肉や果物などの持ち込み 空港の手順

旅先で購入できるお土産には、動植物検疫が必要なものがあります。
楽しい思い出を持ち帰るために、正しい検疫の手続きについて、知っておきましょう。
飛行機で帰国した際の入国の手続きの流れに沿って
注意すべきポイントをご紹介します。

空港での
手続きを
忘れないでね

植物防疫所
公式キャラクター
びーきゅん



動物検疫と
植物検疫の
カウンターが
あるよ

動植物検疫探知犬
イメージキャラクター
クンくん



今回の見どころ！

- > 空港に設置されている動物検疫と植物検疫のカウンター
- > 農畜産物（肉製品、果物、野菜等）を持ち帰りたい場合に注意すること
- > 国内であっても持ち込めない、持ち出せない「移動規制」



空港に設置されている動物検疫と植物検疫のカウンター

全国の主要な空港や港には動物検疫所と植物防疫所が設置されています。それぞれに家畜防疫官と植物防疫官が配置され、肉製品や植物に関する検疫の仕事を担っています。空港において旅客に対応し、検疫の業務を行うのが動物検疫と植物検疫のカウンターです。



農畜産物(肉製品、果物、野菜等)を持ち帰りたい場合に注意すること

旅先の海外で、畜産物や果物などを入手して国内に持ち帰りたい場合は、渡航前、渡航中、帰国時のそれぞれの段階で注意すべきことがあります。決められた手続きを正しく行わなければ、持ち帰れないだけでなく、罰則の対象となる可能性があります。

渡航前

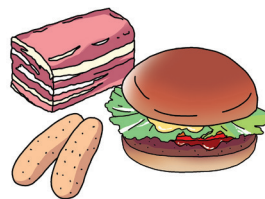
日本に持ち帰りたいものが輸入禁止になっていないか渡航前に確認します

渡航先で購入したい肉製品や果物などがあっても感染症や植物病害虫のリスクがあるため輸入禁止になっているかもしれません。また渡航先で家畜の伝染病が発生しており一時的に輸入が停止されていることもあります。

動物検疫でいえば、ほとんどの肉製品は日本に持ち込みできません。生鮮肉だけでなく、冷凍肉、真空パックの肉、熱を加えた加工品も対象となります。加工肉などにも家畜の伝染病の病原体が生存している可能性があり、実際に持ち込まれたソーセージなどからアフリカ豚熱(ASF)のウイルスが見つかったこともあります。

植物検疫では、生の果物の多くが持ち込めません。見た目はきれいな果実でもミバエという果実を食べるハエの卵が産みつけられている可能性があり、実際に持ち込まれた果実から大量のミバエが見つかったこともあります。

現在、持ち込んではいけないとされている肉製品や果物などについては、動物検疫所・植物防疫所のWebページから確認できます。



「肉製品などのおみやげについて」
(動物検疫所)

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>



「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」(植物防疫所)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>



ペットの持ち込みについて

旅先にペットを同伴するときは検疫が必須です。渡航先やペットの種類によって予防接種や血清検査など、必要な手続きが異なるので、事前に確認しておきましょう。詳細は動物検疫所に問い合わせてください。

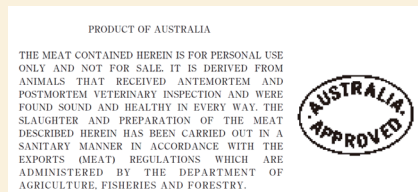
出国



渡航先でお土産などを購入する際は「検査証明書」を取得しなければならないものがあります

肉製品については日本の動物検疫所にあたる渡航先の政府機関が発行した検査証明書が必要です。家畜の伝染病を広げる恐れのないものに限り輸入が認められます。肉製品では、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおいて、日本向けの検査証明書が添付されている製品があります。

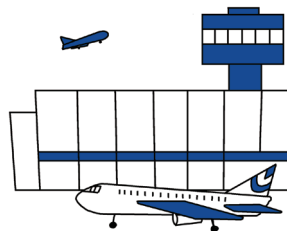
<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/pdf/certificate.pdf>



検査証明書のサンプル：オーストラリアの場合

植物についても同様に、多くのものは渡航先の政府機関が発行した検査証明書がなければ持ち込めません。現地の土産物店で「問題ない」と言われたり、旅先の土産物屋や免税店で売られていた食品のパッケージに証明書らしきものが貼られたりしていても、実際には日本に持ち込めないものもあります。

帰国



自主廃棄ボックスに協力を

出発国の空港の売店で買ったカットフルーツや機内食の残りの肉製品なども持ち込めません。うっかり持ち込んでしまったら、入国審査場前や手荷物検査場内に設置された自主廃棄用のボックスに入れてください。

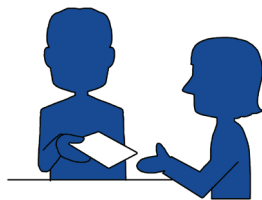


靴底消毒を忘れずに

土には植物病害虫がまざれている可能性があるため、持ち込むことはできません。また、家畜の伝染病のウイルスがまざれていることがあります。靴底やスーツケースなどに付いた土は渡航先で落としておきましょう。入国審査場の前などに靴底を消毒するためのマットがあるので、しっかり踏み込んでください。



入国審査



手荷物受取

手荷物を動植物検疫探知犬がチェックしています

手荷物検査場では、動植物検疫探知犬が活動しています。動植物検疫探知犬は、手荷물에 検疫を必要とするものがないか嗅ぎ分けます。活動中は声をかけたり、手を触れないようにしてください。

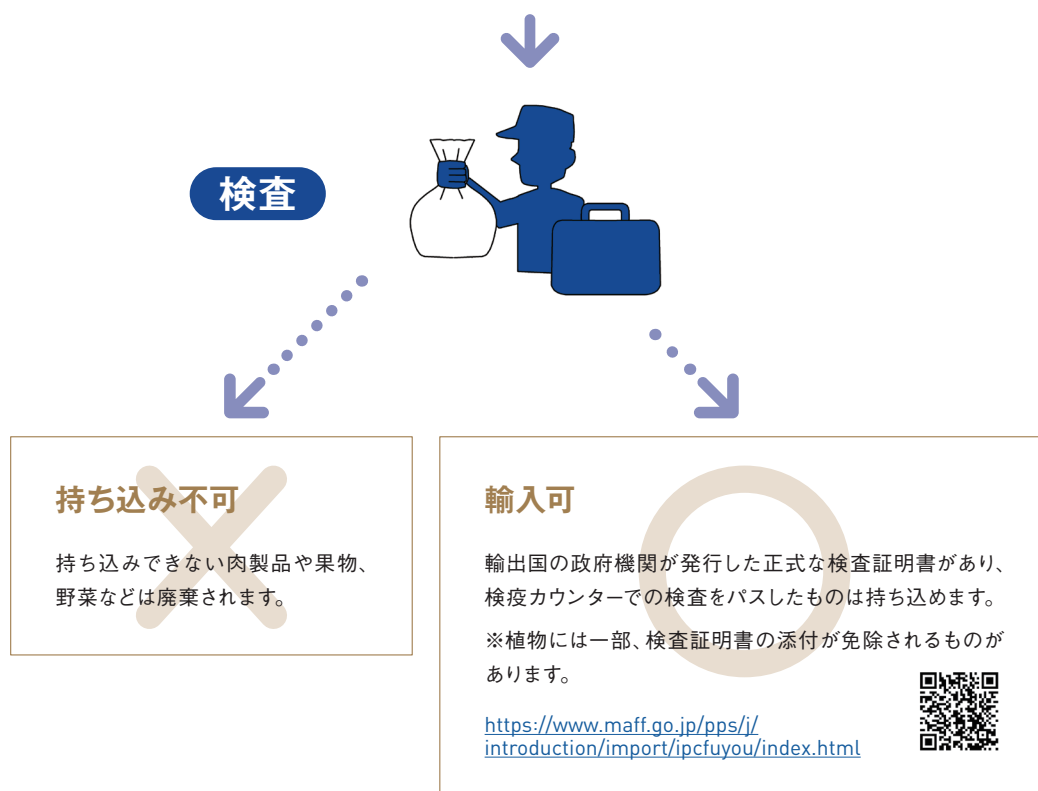
家畜防疫官・植物防疫官も見回りをしていますので、不明なことがあればお尋ねください。



肉類や果物などを持ち込む場合は動物・植物検疫カウンターへ

検疫の対象品を持ち帰ったときは、肉製品は動物検疫カウンター、果物などの植物類は植物検疫カウンターで検査を受けてください。検査証明書があれば、提出してください。

もし旅行先で牧場に行ったり、生きた鳥を扱う市場などを訪れたりした場合、家畜の伝染病の病原体が服や靴などに付着している恐れがあります。検疫カウンターでそのことを話して、注意事項を聞き、靴底の消毒などをしてください。また少なくとも入国後1週間は畜産関連施設や観光牧場など家畜に触れ合う場所に立ち入らないようにする必要があります。



検疫を受けなくても持ち込めるもの

以下のものは、検疫カウンターのチェックを受けなくても持ち込み可能です。

- 製茶(密封された乾燥茶葉やティーバッグなど)
- 焙煎済みコーヒー
- ローストナッツ
- ドライフルーツ(ぶどう、あんず、いちじく、すもも、なつめやし、マンゴウ、パイナップル、バナナなど)
- 乾燥した香辛料(小売り容器に密封されたもの)
- チーズなどの乳製品(※)

※携帯品(手荷物や預け荷物、または別送品として持ち帰るもの)として持ち込む場合



Topics

国内であっても持ち込めない、 持ち出せない「移動規制」

海外旅行だけでなく、国内旅行でも移動が規制されているものがあります。南西諸島や小笠原諸島などの国内の一部地域には、他の地域にはいないアリモドキゾウムシ、カンキツグリーニング病菌などの植物病害虫が発生しています。これらの病害虫や病害虫が寄生する植物などは未発生地域への移動が規制されています。

【参考】

植物等の移動規制について

<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/index.html>



主な「移動規制対象」の植物



カンキツの苗木



生のサツマイモ

